

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（H17.12.9、改 H21.3.27）
2. 基準以前の貸借対照表

基準以前（資本の部）	現行基準（純資産の部）
I 資本金	I 株主資本
II 資本剰余金	1 資本金
資本準備金	2 資本剰余金
その他資本剰余金	3 利益剰余金
III 利益剰余金	4 自己株式
利益準備金	II 評価・換算差額等
任意積立金	III 新株予約権
当期未処分利益	
IV 株式等評価差額金	
※その他有価証券評価差額金	
V 自己株式	

資本の部：株主の払込資本と利益の留保額（留保利益）に区分する考え方（13項）

3. 設定の経緯
 - ・ その他有価証券に係る評価差額、為替換算調整勘定が P/L を経由せず直接 B/S に（14項）
 - ・ 新株予約権・少数株主持分のような負債・資本の中間項目の登場（15,16項）
 ⇒ 単なる差額概念としての純資産の部の創設（20,21項）
 - ※概フ第3章6項
4. 内容と理由
 - ・ 株主資本と株主資本以外に区分（4項）
 - ・ 株主資本の内訳（5項）

株主資本とそれ以外に分ける理由（29項）

【考え方（ロジック）】

◇ 財務報告の目的

企業価値評価の基礎となる情報、投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等の開示

→ 重要なのは、投資の成果を表す利益の情報

⇒ 当期純利益と株主資本は重要

⇒ 区別

※概フ第3章18項

1. 研究開発費等に係る会計基準（H10.3.13）
2. 公表以前の考え方
繰延資産として繰延経理が可能
（企原第三・一・D、第三・四・（一）・C、注15）※費用収益対応
3. 設定の経緯（意見書二）
 - ・ 研究開発の重要性が増大
→重要な投資情報
⇒情報提供の必要性
 - ・ 試験研究費及び開発費：範囲が明確ではない、任意の資産計上
→比較可能性が阻害されている
 - ・ 国際的調和化の観点
4. 定義（基準一・1）
研究：新しい知見の発見
開発：知識の具体化
5. 会計処理（基準三）
すべて発生時費用処理
6. 理由（意見書三・2）
 - ・ 会計処理の恣意性の排除
 - ・ 企業間比較可能性の担保
 - ・ 資産計上しても収益獲得の不確実性
 - ・ 資産計上要件の客観的判断の困難性